



呉市一般貨物自動車運送事業者等交付金について

燃料価格高騰により、業務に支障が生じている呉市内の一般貨物自動車運送事業者等の負担を軽減し、事業継続と地域物流の維持を図るため、一定の要件を満たす一般貨物自動車運送事業者等に呉市一般貨物自動車運送事業者等交付金を支給するに当たり、別紙のとおり広報チラシを作成しましたので、情報提供します。

呉市内の一般貨物自動車運送事業者等の皆さまへ

一般貨物自動車運送事業者等交付金支援

対象者

呉市内で一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送業を営み、呉市内に事業所等を有する中小企業者又は小規模事業者



交付対象

自ら所有又は使用する、次に掲げる全ての条件を満たす自走する車両（1車両1回のみ）

- 1 自動車検査証の自家用・事業用の別が事業用（自動車登録番号標（ナンバープレート）の背景色が緑色又は黒色）であること
- 2 自動車検査証の使用の本拠の位置が呉市であること
- 3 令和4年6月1日及び交付金申請のいずれの時点においても所有又は使用していること
- 4 二輪車等でないこと



交付額

自動車検査証に記載された最大積載量に応じ、「燃料高騰による影響4か月分相当額」を支援

最大積載量	交付金の額
4,500キログラム未満	1台につき30,000円
4,500キログラム以上6,500キログラム未満	1台につき50,000円
6,500キログラム以上	1台につき90,000円

※ 詳しくは呉市ホームページ等をご覧ください

呉市商工振興課

お問い合わせ

電話 0823-25-3310 FAX 0823-25-7592

メールアドレス syoukou@city.kure.lg.jp



制度の内容

申請期間

令和4年9月10日から令和5年3月30日まで

提出書類

- 1 呉市一般貨物自動車運送事業者等交付金支給申請書兼請求書
- 2 交付車両一覧
- 3 交付車両の自動車検査証の写し
- 4 市税の滞納のない証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)の写し
- 5 暴力団排除に関する誓約書
- 6 交付金振込先の金融機関の通帳の写し

書類提出先

呉地域トラック協議会

〒737-0052 呉市東中央1-12-20 TEL:(0823)21-2261

申請フロー

